こども園における薬の取り扱いについて(お願い)

お子さんへの投薬については、下記のとおり取り扱いますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- 1. こども園におけるお子さんへの投薬は、本来は保護者の方が登園して与えていただくものですが、緊急やむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者とこども園で話し合いのうえ、こども園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は、万全を期すため<u>別紙2「投薬依頼書」</u>に必要事項を記入していただき、薬とともにこども園へ手渡してください。
- 2. 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在○○時から○○時までこども園に在園していること、 こども園では原則として薬の使用ができないことをお伝えください。
- 3. 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤 したものに限ります。市販薬や自家製の薬など、保護者の個人的な判断で持参した薬は、こども園で は対応できません。
- 4. 「座薬」及び「吸入薬」は、こども園ではお預かりできません。
- 5. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を判断して与えなければならない場合は、こども園ではその判断ができませんので、そのつど保護者にご連絡することになりますのでご了承ください。
- 6. 慢性の病気(気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の日常における投薬や処置については、主治医等の指示が必要となりますので、事前にこども園へご相談ください。
- 7. 持参する薬について
 - ① 薬には「投薬依頼書」と 調剤内容等についての薬の説明書(薬剤情報提供書)を、一緒に添付してください。
 - ② 使用する薬は1回ずつに分け、当日分のみご用意ください。(外用薬は1回分の量でなくてもお預かりします。)
 - ③ 薬の容器や袋には園児名を必ず記入するとともに、薬が複数の場合にはそれぞれに記名をお願いします。
 - ④ 粉末の薬は分包されたまま、シロップ等の水薬は1回分を取り分けて、混ぜずにお持ちください。
 - ⑤ 以前に処方されて残っていた薬や兄弟姉妹の薬はお預かりできません。
 - ⑥ 熱・食欲・下痢の有無、機嫌や顔色の良し悪し、前夜からの様子等お子さんの健康状態を「投薬依頼書」に詳しく記入してください。
- 8. 薬をお持ちいただいた場合は、薬や「投薬依頼書」等の内容を確認させていただきますので、必ず担任か職員にお申し出ください。